

**社会福祉法人周南市社会福祉事業団  
役員等報酬及び費用弁償規程**

昭和 49 年 5 月 13 日  
規程 第 6 号

改正 昭和50年 6 月 30日規程第 3 号 昭和52年11月26日規程第 1 号  
昭和56年 3 月 30日規程第 1 号 昭和57年 6 月 10日規程第 2 号  
昭和57年 9 月 16日規程第 6 号 昭和62年 2 月 25日規程第 2 号  
平成 2 年 4 月 24日規程第 1 号 平成 3 年 5 月 30日規程第 1 号  
平成 4 年 4 月 21日規程第 1 号 平成 6 年 4 月 13日規程第 9 号  
平成 7 年 3 月 22日規程第 5 号 平成 8 年 9 月 26日規程第 3 号  
平成15年 2 月 20日規程第 1 号 平成19年 5 月 17日規程第 2 号  
平成25年 5 月 17日規程第 1 号 平成27年 1 月 28日規程第 1 号  
平成29年 3 月 22日規程第 4 号 平成29年 6 月 23日規程第12号  
平成30年 3 月 27日規程第 3 号 平成30年 6 月 25日規程第 4 号  
令和 5 年 6 月 21日規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の職務に従事する役員及び評議員（以下「役員等」という。）、第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義等)

第 2 条 この規程において、「一般職役員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員であって、事業団の役員等の職にある者という。

2 常勤役員等は、常務理事及び事業団の常勤職員から任命された役員等とし、非常勤役員等は、役員等のうち常勤役員等以外の者とする。

(報 酬)

第 3 条 事業団の事業執行のために必要な会議に出席した事業団の役員等及び決算監査に従事した事業団の監事には、報酬として日額 10,000 円を支給する。

ただし、役員等のうち理事長、常務理事、一般職役員及び事業団の常勤職員から任命された役員等には支給しない。

2 事業団の事業執行のために必要な会議に出席した委員には、報酬として日額 7,000 円を支給する。ただし、委員のうち事業団の常勤職員から任命された委員には支給しない。

3 理事長及び常務理事の月額報酬は、理事長 100,000 円、常務理事 300,000 円とし、支給方法については、事業団職員の例による。

なお、定款第 22 条の規定により、評議員会において別に定めるとした報酬総額を各年度において、理事 8,000,000 円以内、監事 200,000 円以内とする。

4 理事長及び常務理事に期末手当を支給する。期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する理事長及び常務理事に対し、それぞれ

れ基準日の属する月の範囲内において理事長が定める日に支給する。これら基準日前一か月以内に退任し、又は死亡した理事長及び常務理事についても同様とする。期末手当の額は、月額報酬に100分の115を乗じた額に、6月に支給する場合においては理事長について100分の225、常務理事について100分の225、12月に支給する場合においては、理事長について100分の225、常務理事について100分の225、を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在任期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 6か月        | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80  |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60  |
| (4) 3か月未満      | 100分の30  |

5 常務理事に、社会福祉法人周南市社会福祉事業団給与規則（昭和49年規則第3号）第14条に定める通勤手当を職員の例に準じて支給する。

（費用弁償）

第4条 事業団の役員等に支給する旅費の額は、社会福祉法人周南市社会福祉事業団旅費規程（昭和49年規程第5号）の定めるところによる。

（報酬等の支給方法）

第5条 第3条第1項に規定する報酬は当該職務の終了後に、第4条に規定する費用弁償は出発前に支給する。

#### 附 則

この規程は、昭和49年5月13日から施行する。

附 則（昭和50年6月30日規程第3号）

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月26日規程第1号）

この規程は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日規程第1号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月10日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月16日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年6月10日から適用する。

附 則（昭和62年2月25日規程第2号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月24日規程第1号）

この規程は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成3年5月30日規程第1号）

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年4月21日規程第1号）

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成6年4月13日規程第9号）

この規程は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成7年3月22日規程第5号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月26日規程第3号）

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成15年2月20日規程第1号）

この規程は、平成15年4月21日から施行する。

附 則（平成19年5月17日規程第2号）

この規程は、平成19年5月17日から施行する。

附 則（平成25年5月17日規程第1号）

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年1月28日規程第1号）

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日規程第12号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日規程第4号）

この規程は、平成30年6月25日から施行する。

附 則（令和5年6月21日規程第1号）

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

